

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 「いしかわ縁結びイベント」登録団体代表者（以下「乙」）は、個人情報の保護の重要性を認識し、「いしかわ縁結びイベント」（以下「イベント」という。）に係る事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、イベントに係る事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。「いしかわ縁結びイベント登録団体」（以下「登録団体」という。）である間及び登録団体としての登録が解除された後においても同様とする。

2 乙は、イベントに係る事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、漏えいし、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(適正管理)

第3 乙は、イベントに係る事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第4 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、イベントに係る事務に関して知り得た個人情報を、該当するイベント開催の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、イベントに係る事務を行うため（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団理事長（以下「甲」）から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(イベントに係る事務の委託)

第7 乙は、イベントに係る事務のうち個人情報を取り扱う事務について、業者等に委託

し、又は下請させる場合には、個人情報の保護に関して甲が乙に求めるものと同様の措置を当該業者等に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、イベントに係る事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、該当のイベント終了後直ちに破棄、又は甲へ返却するとともに、「個人情報破棄証明書」を提出しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第9 甲は、乙がイベントに係る事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこのイベントに係る事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

以上